

○経緯

3月8日 医師会長から厚生労働大臣宛にHPKIカードのより一層の普及に向けたHPKIポリシー改定の依頼があった。

同日付けで担当常任理事から医政局長宛に以下の具体的な改定方法について要望があった。

※)HPKIとは、医療分野等で医師等の有資格者本人であること等を電子的に証明する仕組み。厚生労働省が公表するHPKIポリシーに基づき、日本医師会電子認証センター等の認証局が、取得を希望するものに対し一定の確認手続きを経た上でHPKIカードを発行している。

※)別添参照:(参考資料2)保健医療福祉分野の公開鍵基盤の運用規定の改定について(依頼)
保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシー改定について(依頼)

【要望1】 本人の実在性(生存)確認のため必要な住民票の写しの提出について、以下のいずれかの場合に省略する。

① HPKIカード発行にあたり、厚生労働省に医籍照会※を行ってる場合

② 本人が出頭し、運転免許証など顔写真付証明を提示した場合

※)日本医師会電子認証センターは、独自の取り組みとして、医師資格の確認にあたり、厚生労働省に医籍照会を行っている。

【要望2】 医師資格の確認時に必要な医師免許証のコピーに対する実印の押印及び印鑑証明書の提出について、以下の場合に省略する。

- HPKIカード発行にあたり、厚生労働省に医籍照会を行っている場合